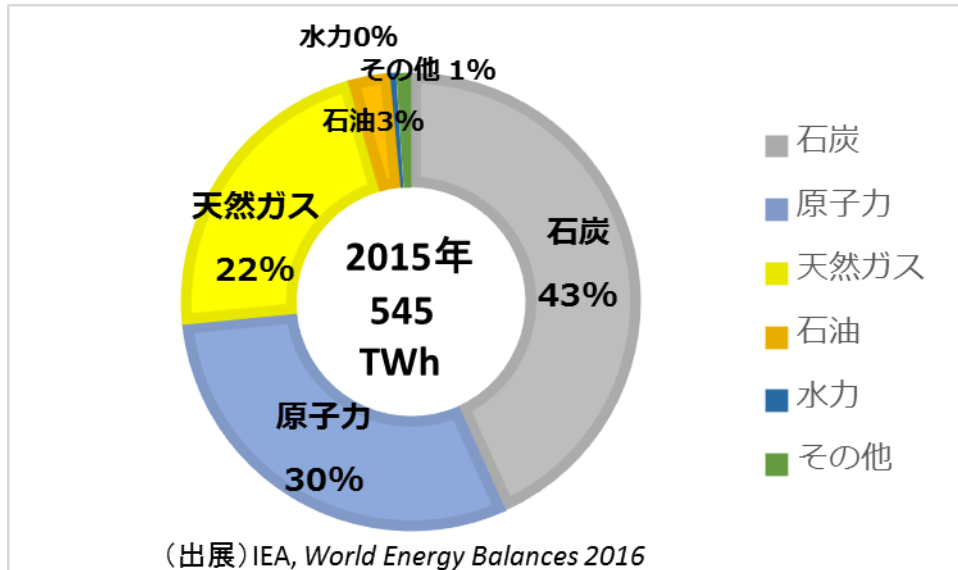


韓国のエネルギー政策

1) 発電電力量構成 (2015年)



2) エネルギー政策・計画 : 「国家エネルギー基本計画」

- 2006年制定の「エネルギー基本法」に則り、「国家エネルギー基本計画」が、20年間を対象期間とし5年ごとに策定される。
- 「第2次国家エネルギー基本計画(2013～2035年)」は2014年1月14日に閣議決定された。概要は以下の通り。
 - 2035年のエネルギー需要を現在から15%削減、
 - 分散型電源の比率を2035年までに15%とする、
 - 最新の発電所からの温暖化ガス排出量を最小化、
 - 原子力発電の設備比率は2035年までに29%に増強する

3) 電力の将来計画 : 「電力需給基本計画」

- 2015年7月22日産業通商資源部(MOTIE)は「第7次電力需給基本計画(2015～2029年)」を公表した。電力需給基本計画は、15年間を対象期間に2年ごとに見直している。
- 電源構成の割合は以下の通り。

原子力	石炭 (無煙炭)	石炭 (有煙炭)	LNG 火力	石油火力	揚水	再生可能 エネルギー	熱電 供給
28.2%	31.8%	0.5%	24.8%	0.8%	3.5%	4.6%	5.8%

- 「第7次計画」では、2029年までに新規発電プラント47基(原子力13基、石炭火力20基、天然ガス火力14基で合計4,648万7千kW)を増設する(総建設費は60兆ウォン)目標を立てている。

4) 温室効果ガス削減目標

- ・ エネルギー起源 CO2 排出量 (2014 年) : 567.8 百万 CO2 換算 ton (日本の 48%)
- ・ 2015 年 12 月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 21 回締約国会議 (COP21) で、2030 年の GHG 排出量を 2005 年 BAU 比で 37%削減することを公表した。

5) 再生可能エネルギー導入動向

- ・ 2002 年に「新エネおよび再エネ開発・利用・普及促進法」を制定し、再エネについては固定価格買取制度 (FIT) の対象とすることが規定され、この FIT は 2002 年から 2012 年まで実施された。
- ・ 2011 年に FIT から再エネ利用基準制度 (RPS : Renewable Portfolio Standard。電気事業者に対して発電電力量の一定比率を再エネ電源で賄うことを義務付けする制度) に変更することを決定し、2012 年から RPS が実施されている。現行の RPS では、50 万 kW 以上の発電設備を所有する電気事業者 (2014 年時点 14 社) を対象に、2022 年までに発電電力量の 10%を再エネ電源で賄うことが義務付けられている。なお、FIT は 2012 年以降、新規の適用は不可能となったが、すでに適用を受けている再エネ事業者は、契約期間が終了するまで FIT を継続することが保証されている。

<出典>

(一社) 日本原子力産業協会 「韓国の原子力開発」

<http://www.jaif.or.jp/data/data-oversea/korea/>

(一財) 日本エネルギー経済研究所 「海外エネルギー動向：韓国」

<https://eneken.ieej.or.jp/journal/trend.html>

https://eneken.ieej.or.jp/news/trend/pdf/2017/1-2_Korea.pdf

(一社) 海外電力調査会 「各国の電気事業：韓国」

<https://www.jepic.or.jp/data/global11.html>